

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第86号

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

京都市情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条中「第18条」を「第18条第2項」に改める。

第10条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条中「不服申立てに対する決定（裁決）に基づく公開実施日等通知書」を「審査請求に対する裁決に基づく公開実施日等通知書」に改める。

第1号様式注以外の部分及び第10号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第12号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「第17条第1項」を「第18条第1項」に、「同条例第18条」を「同条第2項」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 公開請求を拒否し、又は公文書を保有していないため公開しないこととする京都市情報公開条例第10条第2項の規定による決定について審査請求をしているときは、「公文書の件名」の欄には、公開請求書に記載されている公文書の件名又は内容が記載してあります。

第12号様式を同様式1 処分についての審査請求用とし、同様式に次のように加える。

2 不作為についての審査請求用

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

様	年 月 日
	実施機関の名称 <div style="text-align: right;">印</div>

年 月 日付けの公開請求に係る不作為に対する審査請求について、京都市情報公開条例第18条第1項の規定により、京都市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第2項の規定により通知します。	
公開請求書に記載されている公文書の件名又は内容	
諮 問 を し た 日	年 月 日
担 当 部 局	電話 ー

第13号様式中「不服申立てに対する決定（裁決）に基づく公開実施日等通知書」を「審査請求に対する裁決に基づく公開実施日等通知書」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)